

府民公募型整備事業（既要望）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考					
	種別	名称	所在地					公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性									
						対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性		関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易							
1	交通安全施設	信号機 (移設)	舞鶴市行永東町 舞鶴和知線桜木中通線交差点	歩道に林立している柱の整理を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (既要望)				
2	交通安全施設	信号機 (移設)	舞鶴市宇安岡 高浜舞鶴線安岡町3号交差点	歩道に林立している柱の整理を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (既要望)				
3	交通安全施設	信号機 (移設)	舞鶴市宇朝来中 大波下白屋線朝来 小学校前交差点	歩道に林立している柱の整理を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (既要望)				

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入